AI デマンド交通等の新交通サービス導入実施計画策定及び検討準備支援業務
仕様書

１　本事業の概要

⑴　目的

葛巻町では、令和９年度における地域公共交通計画の策定及び AI デマンドバス交通等の新たな交通サービスの実証運行の実施を予定している。本業務は、その前段として、令和８年度中に運行計画（案）及び実証計画（案）を策定するとともに、地域関係者との合意形成、許認可手続の準備、国庫補助金の活用検討を一体的に進め、令和９年度事業の確実な立ち上げを図ることを目的とする。

⑵　業務件名

AI デマンド交通等の新交通サービス導入実施計画策定及び検討準備支援業務

⑶　履行期間

契約締結日から令和９年３月 31 日（水）まで

⑷　業務委託料

3,300,000 円（税込み）を上限とする。

２　業務内容

⑴　運行計画（案）及び実証計画（案）の作成

①既存交通サービスの整理と現状把握

・既存交通サービス及び人口分布等の現状を整理すること。

・既存交通サービス間の重複及び非効率箇所を特定し、再編の方向性を提示すること。

②運行計画（案）及び実証計画（案）の作成

・運送の態様、運行区域、乗降場所、運行日、運行時間、使用車両及び台数、運賃、決済方法、予約方法（電話・アプリ・Ｗｅｂ・ＬＩＮＥ等）その他の検討項目を整理し、複数の検討案を比較検討のうえ提示すること。

・区域運行（フルデマンド）に加え、通学時間帯等における定時定路線型運行との併用（ハイブリッド運行）の可否及びその効果について検討し、提案すること。

・スクールバス及び通院バスの一部又は全部の代替・混乗運行の可能性について、他自治体の事例を用いて具体的に検討すること。

・事業運営コスト（運行業務委託費、運転者人件費、車両費、システム利用料、予約受付体制費、広報費等）を費目別に算出すること。

・上記コストと利用者数、運賃収入等を織り込んだ想定収支シミュレーションを、複数のケース（運賃・台数・運行時間等）で実施すること。シミュレーションは町が数値を変更して再計算できる電子ファイル形式で提出すること。

・実証事業の KPI（登録者数、１日当たり利用者数、１台１時間当たり輸送人員、乗合率、待ち時間、アンケート、収支率等）及び効果検証項目・検証方法を設定すること。

・実証運行における運営体制（町、運行事業者、地域主体の運営組織、システム提供事業者等の役割分担及び責任範囲）の案を作成すること。

・実証運行の結果を踏まえた本格運行への移行判断基準を含むロードマップ案を作成するこ

と。

⑵　地域関係者協議

・行政内部及び地域交通事業者の役割・責任範囲の整理、協議支援

・地域代表者向け説明会の実行支援

・地域公共交通会議等への同席、資料作成支援

⑶　許認可等の確認、整理及び申請支援

・実証運行の実施に必要な許認可手続を確認・整理し、必要書類の準備及び申請手続を支援すること。

・東北運輸局岩手運輸支局その他の関係機関との協議・調整を支援し、必要に応じて同席すること。

・自家用有償旅客運送による運行を想定する場合は、地域公共交通会議における協議事項及び運転者に係る講習等の要件を整理し、準備を支援すること。

⑷　国庫補助金の活用支援

・国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金その他の国庫補助事業について、最新の公募動向、要件、スケジュール及び他自治体の採択事例に関する情報を提供すること。

・町の事業計画に適合する補助事業を比較検討のうえ提案し、活用方針の決定を支援すること。

・申請に必要な書類の作成を支援するとともに、関係機関との事前相談にも必要に応じて同席すること。

⑸　定例会の実施

・業務遂行のため、原則として月１回以上の定例会を開催し、議事進行（ファシリテーション）を行うこと。開催方法は対面又はオンラインとし、町と協議のうえ決定する。

・定例会ごとに資料を作成し、開催後７営業日以内に議事録を町に提出すること。

・業務の進捗管理、課題管理及びリスク管理を行い、町に対して随時報告・助言を行うこと。

⑹　その他

・自動運転、観光、教育、物流その他の分野との連携等、事業の持続性及び将来的な拡大に資する検討支援並びに情報提供を行うこと。

・町の求めに応じ、先進地の視察先及び情報収集先の紹介並びに調整を行うこと。

・地域主体の運営組織（まちづくり会社等）による事業運営を見据えた、組織づくり及び人材育成に関する助言を行うこと。

・その他、本業務の目的の実現に向けて必要と認められる業務を行うこと。

３　業務実施体制

・受託者は、契約締結後速やかに業務責任者及び担当者を定め、業務実施計画書、工程表、実施体制図及び連絡体制を町に提出し、承認を受けること。

・業務責任者又は主担当者には、旅客自動車運送事業運行管理者の資格を有する者を１名以上配置し、運行現場の実務に即した検討を行うこと。

・交通事業の実務経験を有する者を体制に含め、運行計画及び実証計画の実現可能性について現場的観点から検証すること。

・町からの問い合わせに対し、平日午前８時 30 分から午後５時 15 分までの間、電話及び電子メールにより対応できる体制を確保すること。

・配置予定者を変更する場合は、事前に町の承認を得ること。承認に当たっては、同等以上の資格及び経験を有することを条件とする。

4　成果物

成果物	形態・部数
新交通サービス運行計画及び実証計画（案）	紙媒体２部及び電子データ一式（編集可能な形式を含む。）
現状整理資料（既存交通・人口分布等）	電子データ一式（GIS データ又は図面を含む。）
定例会議議事録	電子データ一式

成果物の提出期限は令和９年３月 31 日とする。ただし、町が必要と認める場合は、中間成果物の提出を求めることができる。

5　契約に関する条件

⑴　著作権等の取扱い

・成果物に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、町に帰属する。ただし、受託者が従前から保有する知的財産権及び汎用的な技術・ノウハウに係る権利は、受託者に留保される。

・受託者は、成果物について著作者人格権を行使しないものとする。

・成果物が第三者の権利を侵害しないことを保証し、紛争が生じた場合は受託者の責任及び負担において解決すること。

⑵　秘密の保持及び個人情報の取扱い

・受託者は、本業務の履行に関して知り得た情報を第三者に開示し、又は本業務以外の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

・個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び町の関係規程を遵守し、適切な安全管理措置を講じること。

⑶　再委託

・受託者は、業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ再委託先、業務範囲及び理由を明らかにして町の承認を得るものとし、再委託先の行為について受託者が責任を負う。

⑷　委託料の支払

・委託料の請求及び支払いについては、契約締結前に町と受託者が協議のうえ決定する。

⑸　その他

・町は、業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

・本業務の成果物は、町が令和９年度に予定する地域公共交通計画の策定及び実証運行業務の基礎資料として活用されることを前提に作成すること。

・本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、町と受託者が協議のうえ決定する。